

顔の見える関係は信頼のもと

「千里の道も一歩から」にちなみ

通貨の名称は「いっぽ」

●吹田地域流通マネー ぐるぐるつないで「いっぽ」で結び

吹田
地域流通
マネー

100 歩

心をかたちに！
ありがとうの気持ちで！
地域活動の中で！
ギフトとして！

発行元 NPO法人 友-友
事務局 「地域通貨いっぽ会」
吹田市千里万博公園12-1(06-6877-1644)



●吹田地域流通マネー ぐるぐるつないで「いっぽ」で結び

200 歩

心をかたちに！
ありがとうの気持ちで！
地域活動の中で！
ギフトとして！

発行元 NPO法人 友-友
事務局 「地域通貨いっぽ会」
吹田市千里万博公園12-1(06-6877-1644)

「いっぽ」には
100歩と200歩の
2種類があります。
1いっぽ=1円相当



地域にやさしいお店は、

- いっぽは換金できません。
- いっぽは協力店で商品やサービスの代価としてご利用いただけます。

このステッカーが目印です！

地域にやさしいお店です！！

地域通貨

いっぽ

協力店

NPO 地域通貨「いっぽ会」 発行元 友-友 TEL.6877-1664

協力店の
一覧は別紙
ご案内を
どうぞ…



地域通貨は、人と人がありがとうの気持ちと笑顔で結ばれることをめざします。



●エリア外への配食も届けるボランティアに「いっぽ」渡せばOK

助け合いも、地域振興も
丸ごと“いっぽ通貨”で！



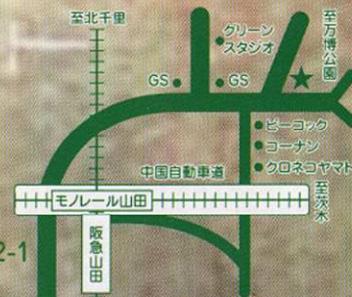
●地域の商店街と連携「いっぽ」で買い物もできる

地域通貨

いっぽ

吹田の街を
ボランティアやNPOの活動で
『やさしさのあふれる地域』
にしましょう！

発行元 NPO法人友-友
事務局 地域通貨いっぽ会
連絡先 吹田市千里万博公園12-1
TEL 06-6877-1664
E-mail info@senri-youyou.jp
URL http://www.senri-youyou.jp



地域通貨「いっぽ」で支えあいのまちづくりに参加しましょう!

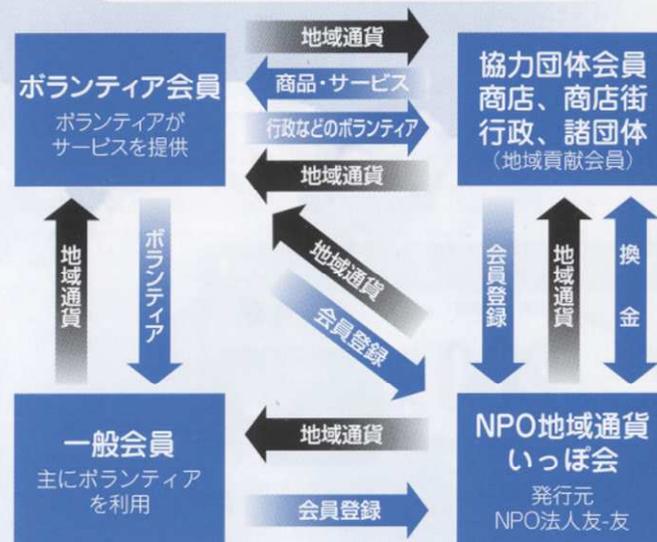
「いっぽ」の入手方法

- 「いっぽ」はNPO法人友、友が発行します。
- いつでも誰でも加入退会は自由。
- 頼みごとのある人とボランティアのできる人をつなぐお手伝いをNPO地域通貨いっぽ会がします。
- ボランティアとして参加したい方、困りごとのある方、いづれも地域通貨いっぽ会にご加入下さい。
加入時に希望サービス及びボランティアとしてできることの登録ができます。
- 入会金、会費は?
入会金3,000円が必要ですが引き替えに「いっぽ」通貨3000歩を渡します。

「いっぽ」の利用方法

- 地域住民の方々には…
☆ボランティアのお礼住民同志のお礼として。
☆入学、就職などのお祝いやお礼に。
☆お世話になった方に、お中元・お歳暮として。
- 各種施設でボランティアのお礼、イベントなどに。
- 行政でボランティア促進のために利用。
- 協力店、商店街、専門店（地域貢献会員）でサービスやお買い物の代価として「いっぽ」が使用できます。

「いっぽ」のしくみ



●ご利用約款

第1条 (約款の趣旨)

特定非営利活動法人友、友の地域貢献会員は、「いっぽ」記載の発行たる特定非営利活動法人友、友（以下「発行先」といいます）が発行する「いっぽ」をこの約款にしたがって取り扱うものとし、「いっぽ」の所持者たる利用会員および活動会員は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条 (「いっぽ」の利用できる場合)

1. 利用会員および活動会員は「いっぽ」を利用会員および活動会員の提供する助け合い支えあいのサービス等の対価として、ご利用いただけます。
2. 活動会員は、「いっぽ」を地域貢献会員の提供する商品およびサービスを受ける際に、「いっぽ」記載の金額で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、地域貢献会員が共通商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
3. 地域貢献会員は、「いっぽ」の発行および取扱いに関する契約等の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

第3条 (「いっぽ」が利用できない場合1)

次の場合には、「いっぽ」をご利用いただくことはできません。

1. 「いっぽ」が偽造、変造されたものであるとき。
2. 会員が「いっぽ」を違法に取得したとき、または違法に取得された「いっぽ」であることを知りながら、もしくは知ることができている状況で取得したとき。
3. 「いっぽ」の3分の1以上が滅失しているとき。
4. 発行印の押印されていない「いっぽ」は、無効です。

第4条 (「いっぽ」が利用できない場合2)

1. 発行元に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該発行先の発行した「いっぽ」は、ご利用いただけません。

1. 破産もしくは特別清算開始等の申立てがあったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。その他支払いの停止があったとき。
3. 重要な財産に対する仮差押、保全差押または差押の命令もしくは通知があったとき。
4. 天災地震その他の理由により営業を停止したとき。
5. 「いっぽ」の発行および取扱いに関する契約に対する違反または不履行があったときまたは当該契約が終了したとき。
6. 前各号のほか信用が著しく低下したと認められる担当の事由が生じたとき。
7. 発行元が発行する「いっぽ」が偽造または変造されたものでないことの確認が困難になった場合その他相当の事由がある場合には、地域貢献会員は、「いっぽ」の利用を一時停止することがあります。

第5条 (「いっぽ」の再交付をする場合)

第3条第3号の場合において、発行元が、当該「いっぽ」が偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、「いっぽ」の滅失の範囲が2分の1未満のときは、利用会員および活動会員は、発行元が定める方法でその「いっぽ」をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいたうえ、発行元において「いっぽ」の再交付を受けることができます。

第6条 (「いっぽ」の再交付をしない場合)

会員が、「いっぽ」を盗まれたまたは紛失された場合等には、発行元は、「いっぽ」の再交付をいたしません。

第7条 (地域貢献会員との関係)

活動会員が「いっぽ」をご利用された際、万一、商品または、サービスの購入について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、「いっぽ」をご利用された地域貢献会員との間で解決をしていただくものとします。

第8条 (換金の原則禁止)

1. 利用会員および活動委員は、「いっぽ」を現金と引換えることはできません。
2. 地域貢献会員は、発行元が別に定める「地域通貨「いっぽ」運用規約」に基づき、「いっぽ」を現金に引き換えるよう、発行元に請求することができます。
3. 発行元に責任のある事由により「いっぽ」の利用が著しく困難になったと認められる場合（ただし、第4条第1項の場合を除きます。）には、前項の定めにかかわらず、会員は、発行元が定める方法で「いっぽ」をご提出いただくことにより、券面金額の払戻しを受けることができます。なお、発行元以外においては、理由のいかんを問わず、払戻しを受けることはできません。

第9条 (取扱いの変更)

「いっぽ」の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

第10条 (発行保証金)

1. 発行元は、発行保証金の供託その他の手段により、「いっぽ」にかかる前受金について、「前払式証券の規則等に関する法律」（以下、「プリカ法」といいます。）に定める割合で保全措置を講じています。
2. 発行元の破産等により発行元を含むすべての地域貢献会員において「いっぽ」が利用できなくなった場合で、基準日未使用残高が、1,000万円を超えているときには、同法の規定に基づき、財務局に申し出て、還付を受けることができる制度があり、会員は還付手続きの開始が官報等により公示された後に財務局に申し出て所定の手続きを経たうえで還付を受けることができます。
3. 前項の場合において、基準日未使用残高が、1,000万円以下の場合においては、プリカ法の規定に準じて、吹田市に申し出て、還付を受けることができます。

付則

この約款は、平成17年4月1日から適用します。